

第3章 子育てが楽しくなるまちづくり



第1節 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる

重点目標

第5次那覇市総合計画に沿って、就学前教育・保育の質の向上を図る。

施策事業の概要

1 就学前教育・保育の質の向上

令和元年度にこども教育保育課を新設。令和8年度は、研修・指導内容の精選に努め、就学前教育保育施設に向けた研修・指導体制の充実を図る。

(1) 文部科学省幼児教育の理解・発展推進事業の取り組み

- ア 幼児教育研究協議会：令和8年度、本市は都道府県協議会協議主題「指導と記録に生かす記録について」のもと、研究を進める。
- イ 園長等管理運営協議会：園長等に対する運営・管理に関する専門的な講義や研究協議等。
- ウ 保育技術協議会：保育教諭に対する保育技術についての専門的な講義や研究協議等。

(2) 職員の研修

保育教諭等の資質や指導力の向上を図るため、理論や実践について学ぶ機会を充実させる。

ア 各種研修

園長・教頭等研修、園運営協議会、教頭等協議会、保育教諭研修会、特別支援教育研修会、他、教育・保育施設等研修会の企画・運営をする。開催方法については、集合開催、オンデマンド開催、オンライン開催等、研修内容に応じて開催方法を検討する。

イ 教育研究員

那覇市立教育研究所へ教育研究員を2名派遣。

ウ 法定研修

県が主催する法定研修（初任者研修・教職2年目研修・中堅教諭等資質向上研修）へ対象保育教諭を派遣。

(3) 確認監査の実施

特定教育・保育施設における適切な事業実施を確保することを目的とし、各園の教育・保育の質の向上を図るため、子ども子育て支援法に基づき、集団指導・実地指導を実施している。



保育の質の向上に向けた園内研修風景

2 学力向上推進計画

(1) 那覇市学力向上推進計画に基づき、こども園での体験等を通して学びの芽生えを育む。また、幼児期から3つの資質能力を育み、義務教育以降の学習の基盤を育む。

【環境を通した教育・保育実践の充実】

- 幼児理解に基づく保育の工夫改善
- 安心して自己を発揮できる関係性の構築
- 園児一人一人が大切にされ、可能性を認め合う学級経営

- 言葉による伝え合い、数量や文字等への関心や感覚を育む
- 友達と十分に関わり、協同して遊ぶ
- 身近な人に親しみ、関りを深め愛情や信頼感を育む

【専門性の向上につながる園内研修の充実】

- 研修体制の充実
- 実践的な研修の充実
- PDCAサイクルを活用した保育改善
- 乳幼児の発達の特性や連続性等についての理解を深める
- カリキュラム・マネジメント

【基本的な生活習慣の形成】

- 幼児期にふさわしい生活習慣の形成や望ましい生活リズムの定着に向け、家庭と連携した取組の充実



(2) 具体的取り組み事項及び重点的に取り組む事項

「知識及び技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の資質能力を一体的に育む。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を小学校と共有し、幼児教育の充実と小学校への円滑な接続をめざす。

令和7年度に引き続き、令和8年度においても、「重点的に取り組む事項」を各園で設定し、それぞれの実態や課題に応じた取り組みの充実を図る。

3 特別支援教育

- (1) すべての子どもたちが、共に学び、共に成長できる共生社会の実現に向け、インクルーシブ教育を推進する。
- (2) 就学前教育保育施設において、医療的ケアが必要な乳幼児が安心して集団生活を送れるよう、就学前教育保育施設における実施ガイドラインに基づき、医療的ケア児の受け入れを行う。受け入れにあたり看護師を配置または派遣し、専門的かつ適切なケアを実施する。
- (3) 特別な支援を要する乳幼児に対しては、那覇市発達支援保育事業に基づき保育士等の配置、特別支援教育充実事業に基づき特別支援教育ヘルパー等の配置を適切に行う。
- (4) 那覇市こども発達支援センターにおいて、地域支援事業（発達支援巡回相談・施設支援巡回相談）を拡充する。
- (5) 特別支援教育コーディネーターを中心に各関係機関と密に連携を図る。
- (6) 「個別の教育及び保育支援計画」「個別の指導計画」を作成・活用することで、組織的かつ計画的に一人一人の特性に応じた支援を行う。

4 保幼小連携

幼保連携型認定こども園の公立こども園と公私連携こども園が小学校同一敷地内にあるという利点を生かし、他府県には見られない「こ小」の様々な連携の取り組みが行われている。さらに公立こども園等が小学校との結節点となり、沖縄型幼児教育に取り組んでいる。保育園、私立幼稚園も含めた「保幼小」の接続については、相互の教育及び学びの連続性について理解を深めるため、保幼小合同研修会や各小学校区を単位とした保育参観・授業参観等を実施している。

幼児期から小学校への円滑な接続を目指し、各園・各校接続のカリキュラムを作成している。令和7年度も、幼児期から小学校への円滑な接続及び架け橋期のカリキュラムの作成に向けて、就学前教育保育施設と小学校が協働で取り組んでいけるよう、教育委員会と連携のもと取組を推進していく。

5 子育ての支援

(1) こども園の子育て支援

子育てに関する相談や関係機関等の子育てに関する情報提供、在園児の保護者同士が交流できる場の提供を行う。また、子育て応援DAYとして在宅親子を対象に、遊びや行事への参加受け入れ等、未就園児の子育て支援に取り組む。

(2) 地域子育て支援センター（公立みらいこども園）

みらいこども園では、交流保育・育児相談・育児講座や子育て支援センター等の無い地域へ出向く出前支援を行う。

(3) 一時預かり保育事業

ア 一般型（未就園児保護者対象）

- ・私的保育サービス：保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担感の解消を目的とする
- ・緊急保育サービス：疾病、災害、事故、介護、出産、冠婚葬祭等、他、社会的にやむを得ない事由
- ・非定形型保育サービス：パート就労、職業訓練、就学等の事由

イ 幼稚園型（在園児保護者対象）

(4) 保護者のニーズに合わせた教育・保育時間

1号認定児 教育・保育時間 午前8時15分～午後2時

2号認定児 教育・保育時間 午前7時30分～午後6時30分

※延長保育 午後6時30分～午後7時30分

※土曜保育実施

(5) こども誰でも通園制度の本格実施

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を実施する。

6 幼保連携型認定こども園受け入れ状況（令和8年5月現在）

公立こども園					公私連携こども園				
No.	園名	3歳	4歳	5歳	No.	園名	3歳	4歳	5歳
1	城北		○	○	1	城東	○	○	○
2	城西	○	○	○	2	石嶺	○	○	○
3	城南		○	○	3	安謝	○	○	○
4	大名		○	○	4	曙		○	○
5	泊		○	○	5	銘苅	○	○	○
6	真嘉比		○	○	6	松島	○	○	○
7	那覇		○	○	7	若狭	○	○	○
8	壺屋		○	○	8	神原	○	○	○
9	開南		○	○	9	城岳	○	○	○
10	天妃	○	○	○	10	古蔵	○	○	○
11	上間	○	○	○	11	松川	○	○	○
12	真和志		○	○	12	識名	○	○	○
13	与儀		○	○	13	真地		○	○
14	小祿南		○	○	14	仲井真	○	○	○
15	天久みらい	○	○	○	15	垣花		○	○
16	大道みらい	○	○	○	16	金城	○	○	○
17	宇栄原みらい	○	○		17	小祿		○	○
18	久場川みらい	○	○	○	18	さつき	○	○	○
					19	宇栄原	○	○	○
					20	高良		○	○

※天久みらいこども園・大道みらいこども園・久場川みらいこども園・宇栄原みらいこども園については、0～2歳児の受入れあり。

第2節 支援が必要な子どもや保護者に必要な支援が届くまちをつくる

重点目標

国公立小中学校に通う児童生徒の保護者へ就学援助制度による支援を行い、子どもが生まれ育った環境に左右されないよう、子ども寄添支援員を配置してこどもの家庭環境を把握し、課題緩和に取り組む。また、経済的な理由で大学等への進学が困難な学生に対し、奨学金制度（給付型）により経済的に自立して修学できるよう支援を行う。

施策事業の概要

1 経済的な支援による育ちの応援

（1）保護者への支援

ア 小・中学校就学援助費

義務教育の円滑な実施を図るため、国公立の小・中学校に通学している児童生徒の保護者へ就学援助制度により支援を行う。

区分	援助対象者	援助対象費目
要保護	・生活保護を受けている者	・修学旅行費
準要保護	・生活保護を廃止又は停止になった者 ・市町村民税が非課税の者 ・生活保護を受けている家庭に準ずる程度に生活が困窮していると認められる者	・新入学児童生徒学用品費等 ・学用品費 ・通学用品費（小学1年生及び中学1年生を除く） ・校外活動費 ・通学費（通学距離が小学生片道4km以上、中学生片道6km以上で、公共交通機関を利用する者） ・修学旅行費 ・体育実技用具費（中学校で該当者のみ） ・生徒会費（中学校対象） ・学校給食費（中学校対象） ・小学校入学準備金（翌年度に那覇市立小学校に入学を予定しているお子様の保護者） ・卒業アルバム代等

イ 特別支援教育就学奨励費

就学のために保護者が負担する経費の一部を保護者の負担能力の程度に応じて補助することで、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

援助対象者	援助対象費目	援助額
特別支援学級に在籍する児童生徒及び通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒の保護者	・ 学校給食費（中学校対象） ・ 修学旅行費、校外活動費 ・ 体育実技用具費（中学校対象）	実費の 1 / 2 (限度額あり)
	・ 学用品通学用品購入費 ・ 新入学児童生徒学用品通学用品購入費	定額
	・ 通学費、交流学习交通費 ・ 職場実習交通費（中学校対象）	実費又は 実費の 1 / 2

ウ 国や県と連携した学校給食費支援の推進（学校給食課）

物価高騰が高止まりしている現状を踏まえ、学校給食をとおして子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、中学校の給食費については、県補助に加え本市が半額を公費で支援することにより無償化とする。また、小学校の給食費についても、国からの支援策（一人当たり月額 5,200 円）に加え本市が公費（一人当たり月額 500 円）で支援することにより無償化とする。

(2) 奨学金の給付による進学および修学の支援

成績優秀で修学する意欲があるにもかかわらず経済的な理由で大学等への進学が困難な者に対し、返済を要しない奨学金を給付する。

ア 奨学生の要件 次に掲げる要件全てに該当する者とする。

- ・ 沖縄県内にある学校教育法に定める高等専門学校（4、5 年のみ）、大学（短期大学を含む。）及び専修学校（専門課程のみ）、職業能力開発促進法に定める職業能力開発大学校（専門課程のみ）に進学する者
- ・ 学業成績が優秀であると認められる者
- ・ 経済的理由により修学が困難であると認められる者
- ・ 保護者が本市に 3 年以上引き続き住所を有している者
- ・ 日本国籍を有している者又は別途定める在留資格を有している者

イ 奨学金の内容

種類	対象とする経費	給付額
入学金	大学等の入学金（1 回限り）	入学金の実費相当額で 282,000 円を上限とする。
授業料	大学等への校納金のうち授業料に相当する経費	授業料に相当する経費の実費相当額で各年次 720,000 円を上限とする。
施設費	大学等への校納金のうち施設費に相当する経費	施設費に相当する経費の実費相当額で各年次 200,000 円を上限とする。

ウ 給付の期間

奨学生の認定を受けたときから当該大学等の標準修業年限の終期まで

エ 採用実績（過去3ヵ年分）

令和5年度	令和6年度	令和7年度
15名	14名	15名

2 こどもや保護者のそれぞれに適した支援の実施

（1）子どもの貧困対策の推進

「沖縄子供の貧困緊急対策事業費補助金（平成28年～）」を活用し、貧困の連鎖を断ち切るため、貧困家庭の児童生徒を対象に、一人一人にあった教育機会の確保や自立を促す。特に、貧困家庭の児童生徒に寄り添い、その課題緩和への働きかけや児童生徒を居場所へつなぐ等の支援を行う。

ア 子ども寄添支援員（SSW：スクールソーシャルワーカー）の配置

貧困家庭により問題を抱える（不登校、いじめ、問題行動等の）児童生徒を支援するために、各中学校区(17校)に子ども寄添支援員を配置する。子ども寄添支援員は、担当小中学校や家庭を訪問して、不登校等の児童生徒の実態把握を行い、社会福祉等の専門的な知識を用いて学校や関係機関と連携してその児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけ、課題の緩和を図る。

イ 自立支援教室（むぎほ学級）の設置

生活困窮世帯（準要保護世帯等）により不登校等の児童生徒の支援として、日中の居場所を確保する自立支援教室「むぎほ学級」を設置し、様々な体験活動（調理、栽培、創作、奉仕など）や学習支援を通して、将来の社会的自立につなげることを目指す。